

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月19日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

「 「

別表第2備考以外の部分中	円	を	円	に改め、同表備
	500		750	
	70		100	
	1,700		1,700	
	500		750	
	1,000		1,500	
	70		100	
	100		150	

」 」

考に次のように加える。

- 3 附属施設及び附属設備を美術及び社会教育の振興以外の目的に使用する場合における使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

第5号様式注以外の部分中

「

駐 車 場	台 日間	を
-------	------	---

」

「

附属施設及び附属設備を使用する目的		に
駐 車 場	台 日間	

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中別表第2の改正規定は、平成22年4月1日から、第5号様式の改正規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市美術館条例施行規則別表第2の規定は、平成22年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局美術館)